尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護 老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例

平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日 条例第 5 1 号

(この条例の趣旨)

- 第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム (法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)及 び特別養護老人ホーム(法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営の基準を定めるものとする。 (養護老人ホームの設備及び運営の基準)
- 第2条 法第17条第1項の条例で定める養護老人ホームの設備及び運営の基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第9条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。
- 2 養護老人ホームの設置者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に 入所者の立場に立って処遇を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。
- 4 養護老人ホームは、その運営について、暴力団対策法第2条第2号 に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 5 養護老人ホームの設置者は、その運営の内容について、自ら評価を 行い、常に改善を図らなければならない。

- 6 養護老人ホームの設置者は、前項の規定による評価の結果を公表す るよう努めなければならない。
- 7 養護老人ホームの設置者は、省令第23条第3項に規定する研修 (以下「研修」という。)の実施計画を当該養護老人ホームの職員の 職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管すると ともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職 員の計画的な育成に努めるものとする。
- 8 養護老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。 (特別養護老人ホームの設備及び運営の基準)
- 第3条 法第17条第1項の条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第2条第3項(省令第59条において準用する場合を含む。)及び第11条第4項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第9条第2項(省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」と、省令第11条第4項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」とする。
- 2 前条第2項から第4項まで及び第6項から第8項までの規定は、特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 付 則(平成25年3月7日条例第14号)
- この条例は、平成25年7月1日から施行する。